様式第四の次に次の様式を加える。

様式第５

認定経営力向上計画に係る事業の承継及び事業承継等事前調査報告書

年　月　日

主務大臣名　殿

住所
名称及び
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた経営力向上計画に従って事業を承継したこと及び事業承継等事前調査を実施したことを、経営力向上に関する命令第５条第１項の規定に基づき報告します。

記

・実施した経営力向上の内容
・実施した事業承継等事前調査の内容

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

実施した経営力向上の内容については、事業承継等の概要及びその実施時期を記載する。

実施した事業承継等事前調査の内容については、当該調査の内容について記載し、調査の内容を補足する書類を添付する。

（中小企業等経営強化法第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令の一部改正）

第二条　中小企業等経営強化法第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令（平成二十八年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定事業分野別経営力向上推進機関） **第一条**　主務大臣は、中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第三十九条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。 一　［略］ 二　次のいずれにも適合していると認められること（法人にあっては、その人的構成に照らして、次のいずれにも適合していると認められること。）。 イ　［略］ ロ　特定事業者等に対する支援に関し、事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の普及啓発及び研修若しくは調査研究に係る実務経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること。 ２・３　［略］	（認定事業分野別経営力向上推進機関） **第一条**　主務大臣は、中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第三十九条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。 一　［略］ 二　次のいずれにも適合していると認められること（法人にあっては、その人的構成に照らして、次のいずれにも適合していると認められること。）。 イ　［略］ ロ　中小企業者等に対する支援に関し、事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の普及啓発及び研修若しくは調査研究に係る実務経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること。 ２・３　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

様式第１及び様式第三中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

（経過措置）

2　経営力向上計画の認定の申請については、この命令による改正後の経営力向上に関する命令（次項において「新命令」という。）の規定にかかわらず、令和三年八月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　この命令の施行の際現に認定を受けている経営力向上計画及び前項の規定によりなお従前の例により申請して認定を受けた経営力向上計画の変更に係る認定の申請については、新命令の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。